

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(水産林政総務課)	二
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	三
○公聴会の開催	(都市計画課)	四

告 示

○宮城県告示第八百号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇七〇〇四六三	スパークランド名取市増田字柳田八五番五号	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社A G シニエケア	令和二年十月一日
○四五二六三〇一〇六	グロリース利府教室一宮城郡利府町中央一丁目八番地一号	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社S H A S O L D I N G	令和二年十月一日

○宮城県告示第八百一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二二〇〇四七一	子ども広場にこまーる中田登米市中田町上沼西桜場三二番一	児童発達支援	特定非営利活動法人奏海の杜	令和二年九月三十日

○宮城県告示第八百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇五五三	訪問介護事業所すえの森石巻市須江字しらさぎ台三丁目二番地三	居宅介護	有限会社しらさぎ苑	令和二年十月一日
○四一〇九一七〇六六	ニチイケアセンター多賀城市八幡三丁目	同行支援	株式会社ニチイ学館	令和二年八月一日

十五加入 区	城県告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) で告示された 宮城県漁業協 同組合の唐桑 支所の地区の うち浦の区域	二十九日	三十四一四 島山一春 氣仙沼市唐桑町浦百十 二 小山 知利	法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	七人
宮城県第 十七加入 区	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) で告示された 宮城県漁業協 同組合の唐桑 支所の地区の うち東舞根、 西舞根の区域	令和二年九月 二十九日	氣仙沼市唐桑町東舞根 二百八十一 鈴木章登 氣仙沼市唐桑町西舞根 二百三十一 島山 哲	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	

○宮城県告示第八百五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年十月二日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社MINAMI 長尾 浩一	主たる営業所の所在地 多賀城市浮島字高原百二十一番地の二	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十九 第一万三千八百二十四号
---------------------------------------	---------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

水道施設工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年十月十六日から令和三年十月十五日までの一年間
四 処分の原因となった事実

株式会社MINAMIの元代表取締役は、元多賀城市水道事業管理者に賄賂を供与し、共謀の上、同市水道事業発注の水道工事の予定価格の教示を受け、令和元年十月一日に執行した同工事の制限付き一般競争入札において、同社に予定価格に近接する価格で本件工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行った。

これにより、令和二年七月七日に仙台地方裁判所から公契約関係競売入札妨害及び贈賄の罪により懲役一年六月(執行猶予三年)の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第八百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
石巻市北上町十三浜字白浜二二九番一地从先	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	一三・三 三三・二	一六五・〇
同市北上町十三浜字白浜三八番一地从先まで	前	一三・三 三三・二	一六五・〇
	後	一三・三 三三・二	一六五・〇

○宮城県告示第八百七号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百八号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類
仙塩広域都市計画道路
- 2 名称
三・四・百七十号 朝日竹の里線
- 二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和二年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和二年十月二十八日（水）午後七時から	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

- 二 件名

仙塩広域都市計画の変更（素案）について

- 三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、名取市及び富谷市の住民又は利害関係人とする。

- 四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和二年十月二十一日（水）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

- 五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
名取市	閑上	一八・九
名取市	美田園北	六・五
富谷市	高屋敷西	三三・七

- 六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三・三三三四）に行うこと。